

島田市告示第13号

島田市公式ホームページ広告掲載要綱を次のように定める。

平成28年2月10日

島田市長 染谷 絹代

島田市公式ホームページ広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、島田市公式ホームページ（次条及び第3条において「市ホームページ」という。）への広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 代理店 市ホームページのバナー広告の枠を購入し、広告主の募集を行う者をいう。
- (2) 広告主 市ホームページへバナー広告を掲載するものをいう。
- (3) バナー広告 市ホームページ内に掲載される広告画像で、広告主が指定するウェブページに直接移動させるための広告画像をいう。

(広告の内容等)

第3条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告とする。

2 バナー広告の内容は、市の広報媒体として公共性、中立性及び品位を保つものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義又は主張に当たるもの
- (6) 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
- (8) 犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの
- (9) 事実と異なる内容を含むもの
- (10) 当該バナー広告の内容について市が推奨しているかのような誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、バナー広告として適当でないと市長が認めるもの

3 前項各号の規定は、バナー広告から直接移動するものとして広告主が指定するウェブページ（第8条において「リンク先ウェブページ」という。）の内容について準用する。

(バナー広告の規格)

第4条 掲載するバナー広告の規格は、次の各号に掲げる事項に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 大きさ 縦50ピクセル、横150ピクセル
- (2) ファイルサイズ 15キロバイト以内

(3) 画像形式 G I F 又は J P E G

(バナー広告の掲載期間)

第5条 バナー広告は、月を単位として掲載するものとし、掲載期間は、1 広告主当たり 1 月以上とする。

2 前項に規定する期間の開始日は、当該バナー広告を掲載する月の初日とする。

(代理店の決定等)

第6条 バナー広告の枠は、代理店に一括して売り渡すものとする。

2 バナー広告の売渡しの契約は、年度ごとに行うものとする。

3 代理店は、バナー広告の掲載等に関し実績を有する者のうちから、原則として競争入札により決定する。

(広告主の募集の例外)

第7条 市長は、前条第3項に規定する方法により代理店を決定することができなかつたときは、自ら広告主の募集をすることができる。この場合における募集方法その他必要な事項については、市長が別に定める。

(バナー広告の作成)

第8条 掲載するバナー広告は、広告主が作成するものとする。

2 代理店は、掲載するバナー広告の原稿・画像のデザイン及び内容並びにリンク先ウェブページの内容（以下「バナー広告の内容等」という。）について、事前に市長の承認を得るものとする。

(バナー広告の内容等の修正)

第9条 市長は、バナー広告の内容等が第3条第2項の規定に反すると認めるときは、いつでも、代理店又は広告主にその修正を求めることができる。

(バナー広告の掲載の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、バナー広告の掲載期間中であっても、バナー広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 前条に規定する修正に応じないとき。

(2) その他バナー広告の掲載を継続することが適切でないと市長が認めるとき。

2 前項の規定によりバナー広告の掲載を取り消すときは、市長は、代理店又は広告主に通知するものとする。

3 第1項の規定によりバナー広告の掲載を取り消した場合であっても、市長は、代理店及び広告主に対して一切の補償は行わないものとする。

(バナー広告の掲載料等)

第11条 バナー広告の掲載料等は、代理店が定めるものとする。

(代理店の責務)

第12条 代理店は、バナー広告の内容等が、この要綱に違反することがないように注意しなければならない。

(広告主の責務)

第13条 広告主は、バナー広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、バナー広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及びバ

ナー広告の内容等に関わる財産権の全てにつき権利処理が完了していることを市長に対して保証するものとする。

3 広告主は、リンク先ウェブページに事故、障害等が発生したときは、速やかに市長に連絡し、その対応について協議しなければならない。

4 広告主は、リンク先ウェブページの内容を変更したときは、速やかに市長に連絡しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、バナー広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

